\bigcirc 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

(ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修正案	改正案	現 行 法
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の
供給の促進等に関する法律	供給の促進に関する法律	供給の促進に関する法律
目次	目次	(新設)
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 基本方針 (第四条)	第二章 基本方針 (第四条)	
第三章 都道府県賃貸住宅供給促進等計画	第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画 及	
及び市町村賃貸住宅供給促進等計	び市町村賃貸住宅供給促進計画	
画(第五条—第七条)	(第五条—第七条)	
第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住	第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住	
宅事業	宅事業	
第一節 登録 (第八条—第十五条)	第一節 登録 (第八条—第十五条)	
第二節 業務 (第十六条・第十七条)	第二節 業務(第十六条・第十七条)	
第三節 登録住宅に係る特例(第十八条	第三節 登録住宅に係る特例 (第十八条	
―第二十一条)	―第二十一条)	
第四節 監督(第二十二条—第二十四条)	第四節 監督(第二十二条—第二十四条)	
第五節 指定登録機関(第二十五条—第	第五節 指定登録機関(第二十五条—第	
三十七条)	三十七条)	
第六節 雜則(第三十八条・第三十九条)	第六節 雑則 (第三十八条・第三十九条)	

第五 章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(第四十条—第五十条

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

(第五十一条・ 第五十二条)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住

宅の供 給の促進等に関する施 策

(第五十三条—**第五十八条**)

第九章 第八章 雑則 罰則 (第六十二条—第六十五条 (第五十九条—第六十一 条

附則

第一 章 総則

(目的)

第 八年法律第六十一号) 条 この法律は、 住生活基本法 の基本理念にのっと (平成十 第

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進及び住宅確保要配慮者の居住の

貸住宅の供給の促進等」という。)に関し、 支援 (以下「住宅確保要配慮者に対する賃

国土交通大臣による基本方針の策定、

計画の作成、 府県及び市町村による賃貸住宅供給促進等 住宅確保要配慮者の円滑な入 都道

り、

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

進に関する施策の基本となる事項等を定め

第 五 章 住宅確保要 (配慮 者居住支援 法 人

(第四十条—第五十条)

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協 議

第五十一 条 • 第五十二条)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住

宅の供給**の促進**に関する施策 (第

五十三条—**第五十七条**)

第八章 雑則 (第五十八条—第六十条)

第九章 罰 則 (第六十一条——第六十四条)

附則

第 章 総則

目的

住宅の り、 供給の促進に関し、 配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸 賃貸住宅供給促進計画の 本方針の策定、 八年法律第六十一号) 条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の この法律は、 登録制度等について定めることによ 都道府県及び市町村による 国土交通大臣による基 住生活基本法 の基本理念にのっと 作成 住宅確 (平成十 保要

自的

第 り、 確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促 促進に関し、 慮者」という。) に対する賃貸住宅の供給 特に配慮を要する者 子どもを育成する家庭その他住宅の確保に 八年法律第六十一号) 条 低額所得者 この法律は、 基本方針の策定その他 被災者 住生活基本法 (以 下 の基本理念にのっと 高齢者 「住宅確保要配 (平成: 障害者、 この住宅 0) +

	二災害(発生した日から起算して三年を	■ 災害により滅失若しくは損傷した住宅
		二条に規定するホームレス
		別措置法(平成十四年法律第百五号)第
	(新設)	二 ホームレスの自立の支援等に関する特
		交通省令で定める金額を超えない者
		保護者」という。)その他その収入が国土
		者(第二十一条第一項において単に「被
	を超えない者	十四号)第六条第一項に規定する被保護
	一その収入が国土交通省令で定める金額	生活保護法(昭和二十五年法律第百四
	者をいう。	者をいう。
	者」とは、次の各号のいずれかに該当する	者」とは、次の各号のいずれかに該当する
第二条 (新設)	第二条 この法律において「住宅確保要配慮	第二条 この法律において「住宅確保要配慮
(定義)	(定義)	(定義)
		を目的とする。
		安定向上と社会福祉の増進に寄与すること
		的かつ効果的に推進し、もって国民生活の
		貸住宅の供給の 促進等 に関する施策を総合
ることを目的とする。	る。	ことにより、住宅確保要配慮者に対する賃
生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与す	社会福祉の増進に寄与することを目的とす	要配慮者居住支援協議会 等について定める
賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民	的に推進し、もって国民生活の安定向上と	住宅確保要配慮者居住支援法人、住宅確保
ることにより、住宅確保要配慮者に対する	供給の促進に関する施策を総合的かつ効果	居を促進するための賃貸住宅の登録制度、

していた者 当該災害が発生した日において住所を有 た同法第二条に規定する市 和二十二年法律第百十八号) ていた者又は災害に際し災害救助法 に当該災害が発生した日において居住し 町 が適用され 村の区域に (昭

四 高齢者

六 五 う。) を養育している者 の三月三十一日までの 十四号)第二条第一号に規定する障害者 子ども(十八歳に達する日以後の最初 障害者基本法 (昭和四十五 間にある者をい 年法律第八

七 保に特に配慮を要するものとして国土交 前各号に掲げるもののほ か、 住宅の確

2 略

2

(略)

3

(略)

通省令で定める者

3 略

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、 住宅確保要

第三条

国及び地方公共団体は、

国及び地方公共団体の責務

\equiv 高齢者

五 四 う。 十四号) の三月三十一日までの間にある者をい 障害者基本法 子ども を養育している者 第二条第一号に規定する障害者 (十八歳に達する日以後の最初 (昭和四十五年法律第八

六 保に特に配慮を要するものとして国土交 通省令で定める者 前各号に掲げるもののほか 住宅の確

略

略

国及び地方公共団体の責務

住宅確保要 第三条 国及び地方公共団体は、 住宅確保

要

助法 住所を有していた者 の区域に当該災害が発生した日におい 適用された同法第二条に規定する市 て居住して した住宅に当該災害が発生した日におい において同じ。)により滅失若しくは損傷 経過していないものに限る。 (昭和二十二年法律第百十八号) いた者又は災害に際し災害救 以下この号 町村 が

2

兀

ければならない。 図るため、必要な施策を講ずるよう努めな配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進等**を

第二章 基本方針

基本的な方針(以下「基本方針」という。)に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者

定めるものとする。 | 2 基本方針においては、次に掲げる事項を |

を定めなければならない。

供給の促進等に関する基本的な方向住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の目標の設定に関する事項 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

宅の供給の促進に関する基本的な事項三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住

四年宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への

五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅円滑な入居の促進に関する基本的な事項

0

管理の適正化に関する基本的な事項

るため、必要な施策を講ずるよう努めなけ配慮者に対する賃貸住宅の供給の**促進**を図

第二章 基本方針

ればならない。

定めなければならない。 本的な方針(以下「基本方針」という。)を本的な方針(以下「基本方針」という。)を 選出交通大臣は、住宅確保要配慮者

定めるものとする。 基本方針においては、次に掲げる事項を

供給の促進に関する基本的な方向住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

(新設

供

公給の

目標の設定に関する事項

宅の供給の促進に関する基本的な事項三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住

円滑な入居の促進に関する基本的な事項四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への

の管理の適正化に関する基本的な事項 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅

新設

ればならない。 配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図

(新設)

(基本方針)

定めなければならない。
本的な方針(以下「基本方針」という。)を本的な方針(以下「基本方針」という。)を基のの条(国土交通大臣は、住宅確保要配慮者)

定めるものとする。 基本方針においては、次に掲げる事項

を

一(略

宅の供給の促進に関する基本的事項二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住

円滑な入居の促進に関する基本的事項三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への

五.

2 都道府県賃貸住宅供給促進等計画 においる。	進等計画 」という。)を作成することができする計画(以下「 都道府県賃貸住宅供給促	重者こ対する賃貸生宅の共給 の促進等 に関該都道府県の区域内における住宅確保要配第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当	(都道府県賃貸住宅供給促進等計画)促進等計画	計画及び市町村賃貸住宅供給 第三章 都道府県賃貸住宅供給促進等	3~6 (略) 等に関する重要事項	要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 促進 七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保	作成に関する基本的な事項 定する 市町村賃貸住宅供給促進等計画 の 定 供給促進等計画 及び第六条第一項に規 、 次条第一項に規定する 都道府県賃貸住
は、次に掲げる事項を記載するものとする。2 都道府県賃貸住宅供給促進計画において	計画」という。)を作成することができる。 る計画(以下「都道府県賃貸住宅供給促進	「「「「「「「「「」」」」では、「「「」」では、「「」」では、「」では、「」では	(都道府県賃貸住宅供給促進計画)進計画	画 及び 市町村賃貸住宅供給促進計 第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計	3~6 (略) に関する重要事項	要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保	に関する基本的な事項 する 市町村賃貸住宅供給促進計画 の作成 宅供給促進計画 及び第六条第一項に規定
			(新設)	(新設)	3~6 (略)	住宅の供給の促進に関する重要事項四をの他住宅確保要配慮者に対する賃貸	(新設)

標 保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 当該都道 |府県の区域内における住宅確 目

を達成するために必要なも 次に掲げる事項であって、 前号の 自標

住宅の供給の促進に関する事項 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸

口 の円滑な入居の促進に関する事項 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅

宅の管理の適正化に関する事項 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住

三

計画期間

3 ては、 都道府県の区域内における住宅確保要配慮 都道府県賃貸住宅供給促進等計画におい 前項各号に掲げる事項のほか、 当該

3

7

三

計画期間

者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関

必要な事項を記載するよう努めるものとす

な事項を記載するよう努めるものとする。

4 する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備 いて公社による第九条第一 都道 府県は、 当該都道府県の区域内にお 項第七号に規定 4

る。

標 保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 当 「該都道府県 0 X .域内における住宅確

を達成するために必要なもの 次に掲げる事 項で あって 前 뭉 0) 目

1 住宅の供給の促進に関する事項 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸

口 の円滑な入居の促進に関する事項 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ

ハ 宅の管理の適正化に関する事項 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住

は に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要 道府県の区域内における住宅確保要配 都道府県賃貸住宅供給促進計画に 前項各号に掲げる事項のほ か おい [慮者 該都

する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備 1 て公社による第九条第 都道府県は 当該都道府県の区域内にお 項第七号に規定

る事項を記載することができる。 号に掲げる事項に、当該事業の実施に関すが必要と認められる場合には、第二項第二 及び賃貸その他の管理に関する事業の実施

5

都道府県は、

都道府県賃貸住宅供給促進

5

都道府県は

都道府県賃貸住宅供給促進

6 いて、 者(同号に規定する資格を有する者を除く。 は 公社の同意を得なければならない。 は、 等計画に公社による前項に規定する事業の る事項に、 認められる場合には、 じ。)に対する住宅を供給することが必要と 以下この項及び第七条第一 定優良賃貸住宅を活用し、 規定する資格を有する入居者をその全部又 実施に関する事項を記載しようとするとき 都道府県は、 部について確保することができない 当該事項について、 特定優良賃貸住宅法第三条第四号に 特定優良賃貸住宅の住宅確保要 当該都道府県の区域内にお 第二項第二号に掲げ あらかじめ、 住宅確保要配慮 項において同 当該 · 特

ることができる。

ることができる。

配慮者に対する賃貸に関する事項を記載す

る事項を記載することができる。号に掲げる事項に、当該事業の実施に関すが必要と認められる場合には、第二項第二及び賃貸その他の管理に関する事業の実施

6 は 一 以下この項及び第七条第一 ٧١ は、 配慮者に対する賃貸に関する事項を記載す る事項に、 認められる場合には、 じ。)に対する住宅を供給することが必要と 者(同号に規定する資格を有する者を除く。 定優良賃貸住宅を活用し 規定する資格を有する入居者をその全部又 公社の同意を得なければならない。 施に関する事項を記載しようとするとき 計画に公社による前項に規定する事業の実 て、 都道府県は 部について確保することができない特 当該事項について、 特定優良賃貸住宅法第三条第四号に 特定優良賃貸住宅の住宅確保要 当該都道府県の区域内にお 第一 あらかじめ 項第一 住宅確保要配慮 項において同 一号に掲げ

等十回て寺室を受える。 おご は 記録 最早 できる できまる できまる お 一 都 道府 県は、 **都 道府県賃貸住宅供給促進**

ればならない。 区を含む。 等 かじめ、 うとするときは、 慮者に対する賃貸に関する事項を記載しよ 計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配 当該都道府県の区 以下同じ。) 当該事項につい の長 域 の同意を得なけ 角 0) 市 て、 (特別 あら

8 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進 | 3

置法 じめ、 二条において 織 場合において、 う努めるとともに、 等計画を作成しようとするときは、 た公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措 より住宅確保要配慮者居住支援協議会を組 の市町村に協議しなければならない。 を反映させるために必要な措置を講ずるよ 交通省令で定める方法により、 (平成十七年法律第七十九号。 又は地域における多様な需要に応じ インターネットの利用その他の 「地域住宅特別措置法」 第五十一条第一項の規定に 当該 都道 府 住民の 県の 第五十 区域内 あらか とい この 意見 国土

> 7 ばならない。 を含む。 じ とするときは 者に対する賃貸に関する事項を記載しよう 計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮 め、 都道府県は 当該都道府県の 以下同じ 当該事 都道府県賃貸住宅供給促進 σ 長の 項に 区域内の市 同意を得なけれ いて 特 あらか 別区

条に 第五条第 り \emptyset 法 公的賃貸住宅等の整備等に関する特別 合において、 市町村に協議しなければならない 努めるとともに、 反映させるために必要な措置を講ずるよう 通省令で定める方法により、 計画を作成しようとするときは、 住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織 (平成十七年法律第七十九号。 おいて「地域住宅特別措置法」という。 又は地域における多様な需要に応じた インターネットの利用その他の国土交 項の規定により地域住宅協議会 第五十 当該都道府県の区域内の 条第 項の規定によ 住民の意見を 第五十二 あらかじ この場 措置

う。) 第五条第一

項の規定により地域住宅協

ない。
地域住宅協議会の意見を聴かなければなら
地域住宅協議会の意見を聴かなければなら
当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は

9 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進 を公表するよう努めるとともに、国土交通 を公表するよう努めるとともに、国土交通

用する。 **賃貸住宅供給促進等計画**の変更について準 の第四項から前項までの規定は、**都道府県**

(市町村賃貸住宅供給促進等計画)

賃貸住宅供給促進等計画」という。)を作成住宅供給促進等計画が作成されている場合にあっては、都道府県賃貸住宅供給促進等計画)に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅のにおける住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅のにおりる住宅では、基本方針(都道府県賃貸

することができる。

できる。

い。住宅協議会の意見を聴かなければならな住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域

の写しを送付しなければならない。 計画を作成したときは、遅滞なく、これを 正及び当該都道府県の区域内の市町村にそ 正及び当該都道府県の区域内の市町村にそ

する。 **賃貸住宅供給促進計画**の変更について準用 10 第四項から前項までの規定は、**都道府県**

(市町村賃貸住宅供給促進計画)

第六条 市町村は、基本方針(都道府県賃貸第六条 市町村は、基本方針(都道府県賃貸住宅供給促進計画) を確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画) を確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画)

(新設)

- 2 は、 市町村賃貸住宅供給促進等計画において 次に掲げる事項を記載するものとする。
- 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標 当該市町村の区域内における住宅確保
- を達成するために必要なも 次に掲げる事項であって、 前号の 自標
- 住宅の供給の促進に関する事項 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸
- 口 の円滑な入居の 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 促進に関する事項
- 宅の管理の 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住 適正化に関する事項

三

計画期間

3 町村賃貸住宅供給促進等計画について準用 前条第三項から第十項までの規定は、 市 3

じ。)」と、 する。この場合において、同条第三項中 府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第 項各号」とあるのは (特別区を含む。 「当該都道府県」とあるのは 同条第四項及び第六項中 以下この条におい 「次条第二項各号」と、 「当該市町村 「都道 て同 · 前

- は、 を達成するために必要なもの 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標 市町村賃貸住宅供給促進計画にお 次に掲げる事項を記載するものとする。 次に掲げる事項であって、 当該市町村の区域内における住宅確保 前号の目 い て
- イ 住宅の供給の促進に関する事項 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸
- ハ 口 宅の管理の の円滑な入居の促進に関する事項 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ 適正化に関する事項
- 三 計画期間
- る。 府県」とあるのは「市町村」と、 項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、 町村賃貸住宅供給促進計画について準用す (特別区を含む。 「当該都道府県」 前条第三項から第十項までの規定は、 この場合において、 と 同条第四項及び第六項中 とあるのは 以下この条において 同条第三項中 「当該市町村 「第二項第 「都道 前 同 市

2

含む。 七項中 県は」とあるのは 二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、 ものとする。 該都道府県の区域内の市町 府県知事」と、同条第八項及び第九項中「当 同条第五項、 に」とあるのは と、「当該都道府県の区域内の市 都道府県」 以下同じ。)の長」とあるのは 「都道府県は」とあるのは 第八項及び第九項中「都道府 と、 「市町村に」 同条第八項中 「市町村は」と、 村 と読み替える とあるのは 「都道府県 (特別区を 「町村は」 同条第 都道

認定の基準の特例)(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る)

第七条 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に 規定する認定事業者 (第三項において単に 「認定事業者」という。)は、次に掲げる区 域内において、特定優良賃貸住宅法第三条 は一部について特定優良賃貸住宅法第三条 生交通省令で定める期間以上確保すること 土交通省令で定める期間以上確保すること

> 県は」 含む。 と 七項中 ものとする。 に」とあるのは 該都道府県の区域内の市町村」とあるのは 府県知事」と、 同条第五項、 二号」とあるの 都道府県」 「当該都道府県の区域内の市 以下同じ。) とあるのは 「都道府県は」 ح 第八項及び第九項中 同条第八項及び第九項中「当 は 「市町村に」 「次条第二項 同条第八項中 の長」とあるのは 「市町村は」 とあるの と読み替える 第二 لح は (特別区を 都道府県 「都道府 号」と、 町 同 「都道 村は」 条第

認定の基準の特例)(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る

第七条 は一 ができないときは 域内において、 土交通省令で定める期間以上確保すること 第四号に規定する資格を有する入居者を国 規定する認定事業者 認定事業者」という。) 部について特定優良賃貸住宅法第三条 特定優良賃貸住宅法第五条第 特定優良賃貸住宅の全部又 特定優良賃貸住宅法の (第三項において単に は、 次に掲げる区 項に

(新設)

できる。
一部を住宅確保要配慮者に賃貸することがいて同じ。)の承認を受けて、その全部又はいて同じ。)の承認を受けて、その全部又は場定にかかわらず、都道府県知事(市の区規定にかかわらず、都道府県知事(市の区

する事項を記載した都道府県の区域 賞住宅供給促進等計画に特定優良賃貸住 第五条第六項の規定により都道府県賃

2 (略)

全宅の供給の促進等に関する法律(平成十度賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、については、同項中「処分」とあるのは、の分叉は住宅確保要配慮者に対する賃貸「処分又は住宅確保要配慮者に対する賃貸「処分又は住宅確保要配慮者に対する賃貸

できる。
一部を住宅確保要配慮者に賃貸することが
以て同じ。)の承認を受けて、その全部又は
以方にあっては、当該市の長。第三項にお

る事項を記載した都道府県の区域 の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関す の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅

一 前条第三項において準用する第五条第一 前条第三項において準用する第五条第

2 (略)

第十条 ばならない。 五. 請が次に掲げる基準に適合していると認め 拒否する場合を除き、 るときは、 とする。 九年法律第百十二号) 第七条第二項の規定」 〈 匹 (登録の基準等) 要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃 内にある場合にあっては基本方針及び市 都道府県の区域 貸住宅供給促進等計画が作成されている 町村賃貸住宅供給促進等計画、 **進等計画**が作成されている市町村の区域 滑入居賃貸住宅が**市町村賃貸住宅供給促** く。) 内にある場合にあっては基本方針及 第四章 その他基本方針 第一 都道府県知事は、 (略) 節 次条第一項の規定により登録を 貸住宅事業 住宅確保要配慮者円滑入居賃 登録 (当該市町村の区域を除 (住宅確保要配慮者円 その登録をしなけれ 第八条の登録の申 住宅確保 第十条 ばならない。 とする。 年法律第百十二号) 五. 拒否する場合を除き、 るときは 請が次に掲げる基準に適合していると認め _ _ 四 (登録の基準等) 県の区域 (当該市町 にある場合にあっては基本方針及び都道 **宅供給促進計画**が作成されている都道府 慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住 村賃貸住宅供給促進計画、 にある場合にあっては基本方針及び**市町 進計画**が作成されている市町村の区域内 滑入居賃貸住宅が**市町村賃貸住宅供給促** 第四章 その他基本方針 第一 都道府県知事は、 (略) 節 次条第 住宅確保要配慮者円滑入居賃 貸住宅事業 登録 第七条第二項の規定」 項 '村の区域を除く。) 内 (住宅確保要配慮者円 その登録をしなけれ Ó) 規定により登録を 第八条の登録 住宅確保要配

の申

(新設)

(新設

(新

設

び都道府県賃貸住宅供給促進等計画)に

照らして適切なものであること。

2~5 (略)

第三節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者

専用賃貸住宅の整備等の業務

第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭

に規定する事業の実施に関する事項を記**貸住宅供給促進等計画**に公社による同項第五条第四項の規定により**都道府県賃**

載

した都道府県の区域

した都道府県の区域

ことができる。

事業の実施に関する事項を記載した市町**促進等計画**に公社による同項に規定する第四項の規定により**市町村賃貸住宅供給**

府県賃貸住宅供給促進計画)に照らして

適切なものであること。

2~5 (略)

第三節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者

専用賃貸住宅の整備等の業務)

第十八条 おいて、 規定する業務のほ ことができる。 の整備及び賃貸その 用賃貸住宅(登録住宅であるものに限る。) 和四十年法律第百二十四号) 公社は、 委託により、 か 地方住宅供給公社法 他の管理の業務を行う 住宅確保要配慮者専 次に掲げる区域内に 第二十一条に (昭

規定する事業の実施に関する事項を記載 貸住宅供給促進計画に公社による同項に 第五条第四項の規定により都道府県賃

業の実施に関する事項を記載した市町村の進計画に公社による同項に規定する事の規定により市町村賃貸住宅供給

(新設)

(新設

村の区域

2 前項の規定により公社が同項に規定する 業務を行う場合には、地方住宅供給公社法 業務を行う場合には、地方住宅供給公社法 の業務」とあるのは、「第二十一条に規定する る業務」とあるのは、「第二十一条に規定する 2 前項の規定により公社が同項に規定する 2

況の把握等) (保護の実施機関による被保護入居者の状

定する業務」とする。

住宅の供給の促進等に関する法律(平成十

九年法律第百十二号)第十八条第一項に規

第二十一条 ろうとする者を含む。 同じ。)が家賃の請求に応じないことその他 の住宅確保要配慮者居住支援協議会の の被保護入居者の居住の安定の確保を図る 録住宅入居者をいい、 る。)は、被保護入居者(被保護者である登 労働省令で定める要件に該当する者に限 員であることその他の国土交通省令・ 登録事業者 以下この条において 登録住宅入居者とな (第五十一条第一 厚生 構成 項

上で支障となるものとして国土交通省令・

の区域

第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び住宅確保要配慮者に対する賃貸を主事の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第十八条第二十一条に規定する業務」とする。

況の把握等) (保護の実施機関による被保護入居者の状

第二十一条 労働省令で定める要件に該当する者に限 おいて同じ。)が家賃の請求に応じないこと 者となろうとする者を含む。 ある登録住宅入居者をいい 六条第一項に規定する被保護者をいう。)で 護法(昭和二十五年法律第百四十四号) る。)は 員であることその他の国土交通省令・ の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成 被保護入居者 登録事業者 (被保護者**(生活保** (第五十一 以下この条に 登録住宅入居 条第 厚生 項

(新設)

厚生労働省令で定める事情があるときは、 **保護法**第十九条第四項に規定する保護の実 施機関をいう。次項において同じ。)に通知 が機関をいう。次項において同じ。)に通知 でで定めるとこ

(略)

2

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃

る施策

貸住宅の供給の促進等に関す

(公的賃貸住宅の供給の促進)

活用を図りつつ、

公的賃貸住宅の適切な供

ずるよう努めなければならない。

省令・ きは することができる。 施機関をいう。 るところにより を図る上で支障となるものとして国土交通 その他の被保護入居者の **、同法**第十九条第四項に規定する保護の 厚生労働省令で定める事情があると 玉 土交通省令• 次項において同じ。)に通 その旨を保護の実施 厚生労働省令で定め 居住 の安定 0 機関 確保 実

2 (略)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃

貸住宅の供給の促進に関する

施策

、公的賃貸住宅の供給の

(促進)

第五十三条 国及び地方公共団体は、所得の第五十三条 国及び地方公共団体は、所得のの適切な供給の促進に関し必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸必要とする事情を勘案し、既存の他の住宅が表している。

(新設

、公的賃貸住宅の供給の促進

第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、世帯構成その他の住宅確保要する事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の適切有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

の形成に関する施策との連携を図るよう努	び向上に関する施策並びに良好な居住環境	その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及	策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策	住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施	等に関する施策を推進するに当たっては、	保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	第五十七条 国及び地方公共団体は、住宅確	に関する施策等との連携)	(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上	第五十六条 (略)	減に関し必要な施策を講ずるものとする。	の他住宅確保要配慮者の経済的な負担の軽	者に対する家賃の一部の補助を行うことそ	状況その他の事情を勘案し住宅確保要配慮	保要配慮者の居住を支援するため、所得の	第五十五条 国及び地方公共団体は、住宅確	(家賃の補助等)	2 (略)	ならない。	給の促進に関し必要な施策を 講じなければ
の形成に関する施策との連携を図るよう努	び向上に関する施策並びに良好な居住環境	その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及	策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策	宅確保要配慮者の自立の支援に関する施	に関する施策を推進するに当たっては、住	保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	第五十六条 国及び地方公共団体は、住宅確	に関する施策等との連携)	(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上	第五十五条 (略)							(新設)	2 (略)		
に関する施策との連携を図るよう努めなけ	に関する施策並びに良好な居住環境の形成	の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上	宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他	保要配慮者の自立の支援に関する施策、住	する施策を推進するに当たっては、住宅確	配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関	第八条 国及び地方公共団体は、住宅確保要	に関する施策等との連携)	(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上	第七条 (略)								2 (略)		

めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第五十八条 促進等に関する施策を支援するため めなければならない。 の提供その他の必要な措置を講ずるよう努 宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 国は、 地方公共団体が講ずる住 情報

第五十九条~第六十五条

(略

附 則

(法制上の措置)

第三条 めぐる状況に鑑み、賃借人の居住の安定を 等の家賃の支払に関連する賃借人の居住を 権の取立てに関して不当な行為が発生する 政府は、賃貸住宅の家賃等に係る債

る債務の保証を業とする者について登録制

度を導入し、その事業に対し必要な規制を

の取立てに関する不当な行為を規制するた

るとともに、賃貸住宅の家賃等に係る債権

行い、その者の業務の適正な運営を確保す

図る観点から、速やかに、家賃の支払に係

めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第五十七条 なければならない。 提供その他の必要な措置を講ずるよう努め 促進に関する施策を支援するため、 宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 国は、 地方公共団体が講ずる住 情報の

第五十八条~第六十四条 (略)

附

則

(新設)

ればならない。

第十二条 供その他の必要な措置を講ずるよう努めな 進に関する施策を支援するため、 け 確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給 (地方公共団体への支援) ればならない。 国は、 地方公共団体が講ずる住 情 報 の提 の促

め、 必要な法制上の措置を講ずるものとす

ಠ್ಠ

(検討)

第四条 過した場合において、この法律による改正 政府は、 この法律の施行後五年を経

後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進等に関する法律の施行の状況に

きは、 ついて検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講 必要があると認めると

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一 部 ずるものとする。

改正)

第五条 独立行政 法人住宅金融 支援機 構法

(平成十七年法律第八十二号) の 一 部を次

のように改正する。

号とし、 号を第四号とし、 号」を 四号」に改め、 第十三条第一項第十号中「第二号」を「第 「前各号」 同項中第三号を第五号とし、 同条第二項第四号中「前三 第一号の次に次の二号を に改め、 同号を同項第六 第二

加える。

加える。

(検討)

第三条 過した場合において、 政府は、この法律の施行後五年を経 この法律による改正

後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の

供給の促進に関する法律の施行の状況につ

は、 いて検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ず 必要があると認めるとき

るものとする。

部

(独立行政法人住宅金融支援機構法の

第四条 改正) 独立行政法 人住宅金融支援機 構 法

(平成十七年法律第八十二号) 0 部を次

のように改正する。

四号」に改め、 号を第四号とし、 号とし、 号」を「前各号」 第十三条第一項第十号中「第二号」を「第 同項中第三号を第五号とし、 同条第二項第四号中 に改め、 第一 号の次に次の二号を 同号を同項第六 前三 第二

| 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅

による貸付けを行うこと。 九年法律第百十二号)第十九条の規定

の供給の促進等に関する法律第二十条三年宅確保要配慮者に対する賃貸住宅

第十七条第二号中「これ」を「同条第二第一項の規定による保険を行うこと。

条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第項第三号の業務並びにこれら」に改め、同

十三条第二項第四号」に改める。

十三条第二項第四号」に改める。

第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に、「及び第二号」を「から第四号まで」にに、「及び第二号」を「から第四号まで」に

しくは第二号」を加える。第二十二条中「第二項第一号」の下に「若

に改める。

第二十八条中「第十三条第二項第二号」

附則第七条第六項中「「第二号」を「「第

を「第十三条第二項第四号」に改める。

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅

よる貸付けを行うこと。 年法律第百十二号)第十九条の規定に の供給の促進に関する法律(平成十九

の供給の促進に関する法律第二十条第三年を確保要配慮者に対する賃貸住宅

条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第項第三号の業務並びにこれら」に改め、同第十七条第二号中「これ」を「同条第二一項の規定による保険を行うこと。

第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」改め、同条第三項及び第六項中「第十三条改め、同条第三項及び第六項中「第十三条に、「及び第二号」を「から第四号まで」に

しくは第二号」を加える。第二十二条中「第二項第一号」の下に「若

附則第七条第六項中「「第二号」を「第一三条第二項第四号」に改める。第二十八条中「第十三条第二項第二号」